

仙台市PTA協議会

(全員加入) **傷 害 補 償 制 度**
(任意加入) **杜の都こども総合保険**
のご案内



<http://www.pta-sendai.gr.jp/>

Q 検索



仙台市PTA協議会

は じ め に

仙台市 PTA 協議会の事業運営に関しましては、会員皆様より、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、仙台市 PTA 協議会では団体一括加入の「**傷害補償制度**」と、任意加入の「**杜の都こども総合保険**」をご用意しております。

「**傷害補償制度**」は PTA が主催する各種活動中において、管理者の過失責任に起因する事故により被害者から損害賠償請求を求められた場合に備えたものと、あわせて児童・生徒の学校管理下外および PTA 会員の PTA 活動従事中に、不幸にして発生した傷害・後遺障害・死亡等を補償する制度です。

「**杜の都こども総合保険**」は、団体一括加入の「**傷害補償制度**」ではカバーしきれなかった部分を補いながら、さらに補償を充実させた内容となっております。不幸にして発生した傷害・後遺障害・死亡等を 24 時間補償するとともに、お支払いする保険金額を「**傷害補償制度**」より高く設定しております。また近年、小・中学生が自転車で通行人にぶつかって重傷を負わせ、高額な賠償金を支払うような裁判例（賠償額 9,521 万円：神戸地裁 H25.7.4 判決）も起きております。仙台市では 2019 年 4 月より【自転車条例】が施行され、個人賠償責任保険の加入が義務化されました。本制度は自転車条例に対応しております。

今までのケガ等の状況をみますと、児童・生徒については、遊び・運動中のケガで、骨折・創傷、捻挫が多くなっています。特に児童・生徒の自転車搭乗中のケガは多く発生しているのが現状です。また、PTA 会員については、PTA 主催の各種スポーツ大会への参加で、捻挫や骨折、アキレス腱断裂等の重傷を負われたり、PTA 各種委員会の会合や諸会議への出席のための往復途中に発生したケガ等々多岐にわたっております。

このような実績から、起こり得る不測の事故に備えることは、PTA として欠かせない務めでもあります。事故の不安を少しでも解消し、子どもたちの健全育成活動を推進すべく両制度を導入しております。

PTA 会員の皆様には、この制度の趣旨を十分理解していただきますようお願い申し上げます。

目 次

傷害補償制度のご案内

○補償の概要	P.2
○補償の内容	P.3
○保険金請求手続き	P.10
○後遺障害の支払区分表	P.12
○事故発生通知書	P.16

杜の都こども総合保険のご案内

○配布パンフレット	P.21
-----------------	------

傷害補償制度のご案内

補償の概要

・保険期間：4月1日から1年間

保険金が支払われる主な場合

① 児童・生徒の補償

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ担保)

学校管理下外(家庭内等)で起きたケガに対して補償致します。

＜例＞○自宅における傷害事故

○土日祝日のスポーツ活動における傷害事故

○自転車、自動車、電車等による交通事故

② PTA会員の補償

PTA団体傷害保険

PTA会員がPTA行事中に参加している際に起きたケガに対して補償します。

＜例＞○PTA主催のサッカー大会にてアキレス腱を負傷。

○PTA主催の清掃ボランティア活動中に転倒してケガ

③ PTAの賠償事故の補償

PTA賠償責任保険

PTA行事中を主催するPTA側のミスで起き、PTAが法律上の賠償責任を負う場合の賠償責任を補償します。

＜例＞○PTAが開催した講演会で、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人がでた。

○PTA主催の野球大会で、案内板の設置ミスにより、案内板が突然倒れてきたため見物人がケガをした。

○PTA主催のバーベキュー大会用にPTAが借りていた調理用具をPTA会員が誤って川に流し、紛失してしまった。

補償の内容

補償額一覧表

(注意):通院は90日限度、入通院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件			補償項目	保険金額 (補償限度額)	補償内容ならびに特記事項
I	児童・生徒	学校 管理下外	死 亡 後遺障害	65万円	後遺障害については、障害の程度により 保険金額の4%～100%をお支払いします。
			入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間 以上の場合に1日目から補償(180日限度)
			手 術	4,500円 } 9,000円	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額を お支払いします。
			通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日間 以上の場合に1日目から補償(90日限度)
II	PTA会員 (児童・生徒) (注)	PTA行事 参加中 *プール開放 事業中を含む	死 亡 後遺障害	300万円 (365万円)	後遺障害については、障害の程度により 保険金額の4%～100%をお支払いします。
			入院日額	3,000円 (3,900円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目 から補償(180日限度)
			手 術	1.5～3万円 (1.95～3.9万円)	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額を お支払いします。
			通院日額	2,000円 (2,600円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目 から補償(90日限度)
III	PTA会員	PTA行事 参加中	賠償	対人	PTA活動において第三者への賠償責任を 負った場合に各種費用をお支払いいたし ます。 ・自己負担として対人・対物について1,000円・ 借用物について5,000円を適用します。 ・自動車の所有、使用または管理に起因する 賠償責任はお支払いできません。
				対物	
				借用物	

※上記Ⅱ、Ⅲ「PTA会員」とは、児童・生徒および両親の他に、同居の親族の方、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含まれます。

※上記Ⅱ、PTA会員欄のカッコ内の保険金額は、PTA活動中の児童・生徒に関わる治療期間が8日以上の場合の保険金額です(治療期間が8日以上の場合には、I学校管理下外補償と合算した金額となるためです)。治療期間が7日以内の場合には、児童・生徒についてもⅡPTA会員と同額の補償となります。

※プール開放中に関して、児童・生徒およびPTA会員の傷害補償制度は、上記Ⅱ、Ⅲ「PTA行事参加中」となります。

1 お支払する傷害

<例>

12/1 ――― 12/4 ――― 12/8
 受傷日 様子をみていた (4日間) (初診) (4日間) (完治と診断) 該 当

例えば ① 自宅における傷害事故
② 野球や水泳等のスポーツ活動中における傷害事故
③ 自転車、自動車、電車等による交通事故

※学校の管理下とは下記の定義です。本項目にて補償となるのは下記以外の学校管理下外でのケガとなります。

①	学校(※1)の授業(※2)中
②	在校(※3)中。ただし、学校施設(※4)内にいることについて、校長が一般的に承認している場合に限りま
③	教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事(※5)への参加中

(※5) 学校(※1)の教職員が引率するものに限ります。

2 お支払い額

(1) 死亡保険金・後遺傷害保険金……65万円

※ただし、事故日から180日以内の死亡

※事故日から180日以内に後遺傷害が生じた時には、その程度に応じてP.12～P.15の後遺傷害等級表に応じて所定の金額をお支払いいたします。

(2) 傷害治療保険金

〔入院治療を受けられた時〕

① 入院治療1日につき……900円

※事故日から180日が限度

※入院日数に上記金額を乗じた金額をお支払いいたします。

② 手術を受けられた時……手術の種類に応じて4,500円～90,000円

(入院治療日額900円の5倍～10倍)

①・②ともに、事故発生日から起算して7日が満了する日以降(つまり8日以上 of 傷害)に対して保険金をお支払いいたします(8日未満の傷害にはお支払いいたしません)。

〔通院治療を受けられた時〕

① 通院1日につき……600円

※事故日から180日以内の治療につき90日が限度

※入病院や医院等に行って、医師の治療を受けた日数(治療実日数)に、上記金額を乗じた額をお支払いいたします。

(注)1事故につき入院日数は180日、通院治療は90日が限度。入院・通院治療日数併せても180日が限度です。

事故発生日から起算して7日が満了する日以降(つまり8日以上 of 傷害)に対して保険金をお支払いいたします(8日未満の傷害にはお支払いいたしません)。

3 お支払いできない傷害

- (1) この制度は「学校管理下外」の事故に保険金を支払うもので、「学校管理下」の事故は、お支払いの対象となりません。(児童・生徒の登下校は支払い対象に含まれます)
- (2) その他お支払いできない主な傷害
 - ① 保険契約者の故意・重過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - ④ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - ⑤ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - ⑥ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
 - ⑦ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑧ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑨ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - ⑩ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

Ⅱ PTA行事の場合の傷害保険金

1 お支払いする場合

PTA管理下でPTAが主催または共催する諸行事に参加（PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます）している間の、**急激かつ偶然な外来の事故**により被保険者（保険の対象となる方）(※2)がケガ(※3)をした場合に保険金をお支払いします。

例えば、国内において開催される、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

(※2) 被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。

- ①PTA会員およびその学校に通学される児童・生徒
- ②PTA会員の同居の親族の方
- ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

(※3) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべきケガは保険金お支払いの対象となりません。

2 お支払い額

(1) 死亡保険金・後遺傷害保険金

(PTA会員)…300万円 (児童・生徒)…365万円

※ただし事故日から180日以内の死亡

※児童・生徒についてはPTA団体傷害保険(学校管理下外特約付帯)からの支払いもあるため365万円の補償となります。

※事故日から180日以内に後遺傷害が生じたときは、その程度に応じP.12~P.15の後遺傷害等級表により所定の金額をお支払いします。(181日目以降の医師の証明が必要。)

(2) 傷害治療保険金

[入院治療を受けたとき]

① 入院治療1日につき

(PTA会員)…3,000円

(児童・生徒)…3,900円(※)

※事故日から180日が限度

② 手術を受けられた時

(PTA会員)…15,000円~30,000円(その手術の種類に応じて)

(児童・生徒)…19,500円~39,000円(その手術の種類に応じて) (※)

[通院治療を受けられた時]

① 通院治療1日につき

(PTA会員)…2,000円

(児童・生徒)…2,600円(※)

※事故日から180日以内の治療につき90日が限度

(※) 治療期間が7日以内の場合は、学校契約団体傷害(管理下外特約)からの支払いがないため、児童・生徒についてもPTA会員と同一のお支払い金額となります。

3 お支払いできない傷害

- (1) この制度はPTA会員の往復途上中を含むPTA活動中の事故（傷害・死亡）を対象としており、PTA活動以外での事故にはお支払いいたしません。
- (2) その他お支払いできない主な傷害
 - ① 保険契約者の故意・重過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - ④ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - ⑤ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - ⑥ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
 - ⑦ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑧ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑨ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - ⑩ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

Ⅲ PTA主催行事における管理者賠償補償

1 お支払いする場合

PTA管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

① PTA活動の遂行に伴う賠償責任

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊によりPTAが負担する法律上の賠償責任

② 保管物に係わる賠償責任

PTA会員および児童・生徒が、保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、PTAが負担する法律上の賠償責任

2 お支払いする補償の種類

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用(訴訟になった際の弁護士費用、訴訟費用等)
- ③ 損害防止軽減費用
- ④ 緊急措置費用(損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用等)
- ⑤ 協力費用

3 お支払いする事故例

- ① PTAが開催した講演会で、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人がでた。
- ② PTA主催の野球大会で、案内板の設置ミスにより、案内板が突然倒れてきたため見物人がケガをした。
- ③ PTA主催のバーベキュー大会用にPTAが借りていた調理用具をPTA会員が誤って川に流し、紛失してしまった

4 お支払いできない主な場合

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車もしくは原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任
- ⑤ PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任

5 お支払い限度額

PTA諸行事に伴う賠償限度額	借用物に対する賠償限度額
対人賠償 1名につき 1億円 1事故につき 10億円	1事故につき 10万円
対物賠償 1事故 500万円 (免責金額はいずれも1事故につき1,000万円)	補償期間1年間につき 500万円 (免責金額は1事故につき5,000円)

— 保険金請求手続き —

I. 児童・生徒及びPTA会員傷害事故の場合

※ 事故が発生したら

- ① 事故が発生したら、保護者が東京海上日動（保険会社）へ電話（0120-720-110）をし、指示を受けてください。
- ② 東京海上日動の指示により、保護者が **事故発生通知書**（学校または仙台市PTA協議会ホームページ<http://www.pta-sendai.gr.jp/>より取得）に必要事項を記入し、すみやかに学校長またはPTA代表者様の確認印を学校からもらい、東京海上日動に保護者が直接郵送してください。
- ③ 後日保護者が指定した口座に保険金が支払われます。

※ 上記 事故発生通知書に加え、下記必要書類の提出をお願いします。

- ① 保険金請求書……東京海上日動よりお送りする保険金請求書に必要事項を記入の上、ご提出下さい。
 - 金額が10万円以上の場合には、別紙診断書により治療を受けた医師の証明をもらって下さい。
（原本を他に使用する場合はコピーでも差し支えありません。）
 - 金額が10万円未満の場合には、保険金請求書表面の入通院申告欄に保護者が記入して下さい。
（診察券を添付すること。領収証のコピーでもよい。）

※手術保険金を請求される場合は、手術内容が確認できる書類（手術同意書等）をご提出下さい。
- ② 交通事故証明書……交通事故（自転車事故含む）の場合には、必ず警察への届け出が必要です。警察の証明書をご提出下さい。
- ③ PTA行事案内書……必要に応じてPTA主催または共催する行事に参加中の事故の場合は、その行事を証明する文書の提出をお願いすることがあります。
- ④ 死 亡 の 場 合……請求書のほかに、死亡診断書、事故証明書、本人の出生から死亡までの戸籍謄本、所定の委任状、印鑑証明書等が必要です。

Ⅱ 加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故の場合

1 PTA管理者賠償責任の場合

(1) 事故の解決と支払関係

① 事故発生時の手続き

傷害事故の場合と異なり、PTA行事中に事故が発生した場合、その原因が当該PTAの管理上の過失によるものであることが、お支払いの要件となります。

したがって、事故が発生した場合には、直ちに書面又は電話等で、事故状況などを詳しく東京海上日動にご連絡ください。それによって必要な書類をお届けします。また、事故発生現場の写真を撮影し、状況を保存しておいてください。

② 賠償事故の解決

本保険では、保険会社は示談代行を致しません。 示談は賠償事故の当事者間にて実施頂きます。示談金額を決定する場合には、必ず事前に東京海上日動にご連絡ください。

③ 賠償金の請求

賠償金額が確定後（示談成立後）下記必要書類を整え、証拠写真を添えて東京海上日動宛にご提出ください。支払額が確定次第、請求書に記載されたご指定の口座に東京海上日動より賠償金が振り込まれます。

(2) 必要書類

① 請求書

所定の請求書に単位PTAの支払金振込口座等の必要事項を記入の上、東京海上日動へご提出ください。

② 事故証明書

借用物の盗難、火災など官公署（警察、消防等）に届出のある場合は、所轄官公署発行の証明書をご提出ください。

③ PTA活動中事故証明

所定の用紙に、事故の状況、PTA代表者名、捺印、および窓口となる方の氏名・住所、日中連絡先を漏れなく記載してください。

④ 示談書

被害者に対しての賠償責任の範囲と賠償額を決定させるため、PTAと被害者との間で示談を交わしていただき、その証として示談書を作成していただきます。

⑤ 損害を立証する書類および写真

事故現場の全景写真及び破損個所が分かる写真等を手配願います。

また、事故の態様により立証する書類が異なりますので、東京海上日動へご相談ください。

後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの 100% (2) 咀嚼しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとし、以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06以下になったもの (2) 咀嚼しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%

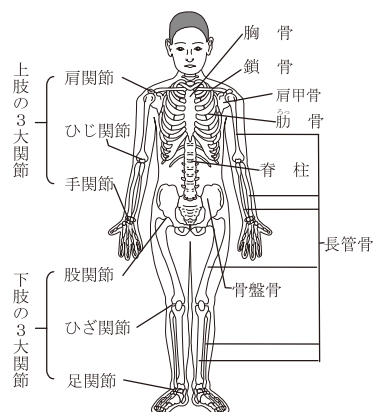
等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第6級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものととは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第 1 の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾こう丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	34%

等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第9級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



事故発生通知書

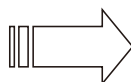
※事故発生通知書は、市P協ホームページからもダウンロードできますのでご活用願います。

《事故発生内容ごとに使用する事故発生通知書は以下の通りとなります》

事故内容

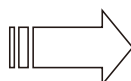
使用する事故発生通知書

学校の管理下外に児童・生徒が障害を被った場合、または障害による死亡した場合



傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書①

PTA活動中に保護者・教職員・児童・生徒が傷害を被った場合、または傷害により死亡した場合



傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書②

※PTA活動中の第三者への賠償事故に関わる事故通知は「傷害発生通知書③PTA団体賠償責任保険事故証明書」を使用します。

傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書①

学校契約団体傷害保険特約
被保険者証明書 兼 学校管理下外事故証明書

※学校管理下とは次の場合をいいます。

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ担保)

第2条(学校の管理下)

第1条(保険金を支払う場合)の「学校(*1)の管理下」とは、下表に掲げる間を言います。

①	学校(*1)の授業(*2)中
②	在校(*3)中。ただし、学校施設(*4)内にいることについて、校長が一般的に承認している場合に 限ります。
③	教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事(*5)への参加中

(*1)保険証券記載の学校を言います。

(*2)正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

(*3)授業(*2)開始前、授業(*2)と授業(*2)の間または授業(*2)終了後において、学校施設(*4)内にいること
を言います。

(*4)学校(*1)が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、児童、生徒または学生が居住して
いる寄宿舎、合宿所等を除きます。

(*5)学校(*1)の教職員が引率するものに限りません。

東京海上日動火災保険株式会社 宛

保護者様記入欄

傷害保険	被保険者 (負傷者)	氏名			
		学校・学年	学校	学年	
	傷病名				

事故発生状況	事故日時	年	月	日	午前	午後	時	分頃
	事故場所							
	事故状況							

学校証明欄

事故証明	上記事故は、学校管理下活動中の事故ではないことを証明します。							
	年 月 日							
	(学校名) _____ 学校							
	(校長) _____ 印							

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

(*)詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

(仙台市PTA)

傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書②

(PTA活動中の 児童生徒・保護者・教職員の傷害用)

通知日 年 月 日

学 校 名		PTA 代表者名	代表者印
担 当 者			

下記のとおり、傷害事故が発生しましたので、ご通知いたします。下記の者は本校PTA会員であり、下記PTA行事に参加中、傷害を被ったことを証明します。下記の者は(該当に必ず☒)

- ☐ 上記学校(年 組)に在籍する児童・生徒であることを証明します。
☐ PTA会員・またはPTA会員の同居の親族であることを証明します。
☐ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者(教職員含む)であることを証明します。

記

(フリガナ)	
おケガをされた方 該当するものに○ (児童生徒・同居の親 族・教職員・その他)	性別 男 ・ 女 生年月日 年 月 日
郵便番号 住 所	〒
日中連絡先(電話番号)	① () ② ()

事 故 日	年	月	日	曜日	午前・午後	時	分	頃
事故発生場所								
事故状況								
行 事 名								
開 催 日	年	月	日					
主催／共催	主 催 ： 共 催 ：							

◎PTA主催行事、または共催行事の案内書(チラシ等)がある場合は保険会社に提出願います。

<個人情報利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

(*)詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

P T A 団体賠償責任保険 事故証明書

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

(*)詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

記入日

年

月

日

東京海上日動火災保険株式会社 宛

団体名	
P T A 代表者名 (窓口となる方)	印
住所	
日中のご連絡先	

下記の内容が事実と相違ないことを確認し、下記の者は「被保険者」に該当することを証明いたします。

記

当事者 (賠償責任を負う方)	氏名	
	分類	※該当するものにチェック (☑) してください。 ☐ P T A ☐ P T A の児童・生徒 ☐ P T A の児童・生徒の親権者その他の法定の監督義務者
事故日時	年 月 日	午前 午後 時 分頃
事故場所		
事故状況		

代理店受領日

弊社受領日

(仙台市 P T A)

2022年度用



仙台市PTA協議会の保護者の皆様へ

1年ごとの
自動更新

仙台市PTA協議会推薦

(団体総合生活保険)

杜の都 こども総合保険

のご案内

お子さまの日常生活の様々な危険を
総合的に補償します!

**One Stop
サービス**

全員が加入している
**傷害補償制度と
同時に1回の
報告・請求で
お支払ができます**

よく見て 聞いて 声かけあつて!

**新型
コロナウィルス
感染症補償対象**

(Bプラン除く)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項
から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、
同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体が
ベータコロナウィルス属のコロナウィルスであるものに限り)、
または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症をいいます。
*令和2年1月に、中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に伝染する能力
を有することが新たに報告されたものに限り、詳細はP10をご覧ください。

**自転車条例
にも対応した**

個人賠償責任は

**国内無制限
国外1億円**

示談交渉サービス(国内に限り)

今回更新いただく内容に一部商品改定があります。詳細は5ページをご参照ください。

団体割引等

適用により
割安な保険料

団体割引 **20%**

保険期間

2022年**6月1日** 午後4時～2023年**6月1日** 午後4時

〈お手続きの方法〉 同封の「加入依頼書」を申込締切日までに返信用封筒でご返送ください。

申 込
締切日

2022年
5月20日(金) (消印有効)

掛 金
引落日

※ 2022年
8月29日(月)

※掛金は上記引落日に加入依頼書にてご指定いただいた口座より引落しいたします。万が一引落し不能の場合には9月27日に再度口座より引落しいたします。期日までにお支払いいただけない場合は、保険始期が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますのでご注意ください。

加入者証の
発送に関して

加入者証の発送に関して6月中旬以降順次発送いたします。
申込締切日までに加入依頼書が保険会社に到着していれば補償は6月1日に開始します。

注意

2022年3月に小学校を卒業された皆様へ

……小学校でご加入頂いた方は一旦終了となり自動継続されません。
中学校入学後、再度ご加入いただく必要があります。

2022年3月に中学校を卒業された皆様へ

……本制度は終了となります。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社については、「重要事項説明書」をご確認ください。

加入に関するご注意点

《自動更新について》

「杜の都こども総合保険」では自動更新を採用しております。

昨年度加入いただいた方は、本年度(2022年6月～)は自動更新となりますので、下記いずれかのご対応が必要となります。

(自動更新の対象：2022年3月時点の小学校1年生～5年生・中学校1年生～2年生

※2022年3月に小学校を卒業された方は自動更新となりません。)

- **同じプランでの更新**をご希望の方は手続きが**不要**です。保険料は毎年8月27日に口座からお引落としとなります。(27日が土日祝日の場合翌営業日お引落とし)
- **中学校に進学される皆様**は、小学校でご加入頂いた内容は**自動更新されません**ので新たに加入手続きが必要です。同じプランでの更新の場合でも、本年度は保険金額が変更となっております。詳しくはP4の補償金額(保険金額)をご覧ください。
- **中学校を卒業される皆様**は、本制度終了となります。
- **プラン変更を希望される方、その他変更事項(転校・住所変更等)がある方、口座情報の変更を希望される方は**2022年度パンフレットに封入されております加入依頼書に必要事項を明記の上、申込期日までに郵送願います。
- **更新を希望されない方は**、加入依頼書の「更新しない」に○をしていただき、2022年5月20日(金)までに返信用封筒にてご返送ください。

〈ご注意〉

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。2022年3月に小学校または中学校を卒業される方は自動更新の対象外となります。

《住所変更された場合》

保険期間中に「住所変更された方」は、代理店または東京海上日動にご連絡願います。変更依頼書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、返送願います。

保険期間中に仙台市外の小・中学校に転校された場合には、本制度の契約者に該当しないため、転校日をもって解約となりますので、ご連絡願います。(本制度対象の小・中学校は、P7～8をご参照下さい。)

《保険料のお支払方法について》

掛金のお支払いは 8月29日① に 口座引落 となります。

次の金融機関の口座からのお引落としが可能です。

(全国の銀行・信用金庫・信用組合・労働組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行 または郵便局)

※口座からのお引落としは、集金代行会社 明治安田 システム・テクノロジー(株)によりさせていただきます。

※尚、ご通帳には「MBS.モリノミヤコホケン」と記帳されます。

もしお引落としができなかったら…

万一、8月29日①に掛金がお引落としできなかった場合は、9月27日②に再度お引落としをさせていただきます。

尚、2回ともにお引落としできなかった場合は、補償開始日(6月1日)にさかのぼって契約が無効となりますのでご注意下さい。

ご存知ですか？

お子さまを取り巻くリスク。

急増する自転車事故！
万が一加害者になってしまった場合に備えて、高額な賠償責任への備えが必要です。

保険金お支払いの一例

下記は例であり、実際に発生したものではありません。

損害賠償事例

小学校5年生の男子児童が坂道を自転車で走行中、67歳の女性と衝突。女性を覆たきりの状態としてしまいました。(2013年 神戸地裁)

約9,500万円

個人賠償責任補償(示談交渉サービス付)

全プランお支払い対象

自転車で通行中
通行人と衝突、
長期入院後死亡。



約2,000万円

学校の正面玄関前で
傘を使って素振りをして
いたところ、柄の部分が
抜けて大型ガラスを
割ってしまう。



169,000円

傷害補償

全プランお支払い対象

授業中

跳び箱で
腕から転落し
骨折、通院。



54,000円

課外活動中

サッカーで
相手と激しく
接触し鎖骨を
骨折、通院。



37,000円

交通事故

自転車でトラックと
衝突、全身打撲で
入院・手術・通院。



457,500円

日常生活

階段から転倒し
足を骨折し、
入院・通院。



100,000円

病気補償

SW・Wプランのみお支払い対象

急性気管支炎で入院。

21,000円



真珠腫性中耳炎で入院・手術。

96,000円



育英費用補償

SW・Wプランのみお支払い対象

扶養者が交通事故で死亡する。

最大100万円



携行品損害費用

SWプランのみお支払い対象

自転車用ヘルメットが壊れた・盗まれた。

最大10万円補償

免責金額(自己負担額)
5,000円

補償ラインナップ(基本補償)

様々な危険からお子様をお守りします。

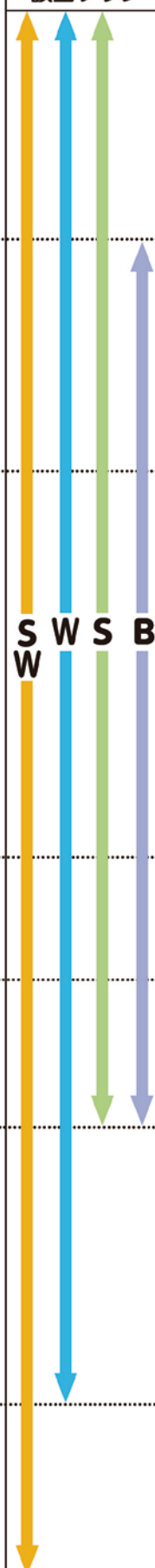
団体総合生活保険

特定感染症補償 (新型コロナ対応)

例えば…・新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院した。・鳥インフルエンザに罹患し、通院した。

特定感染症*1の発病によって、**後遺障害**を負ったときや、**入院**することになったとき、**通院/往診**することになったときに保険金をお支払いします。また、葬祭費用もお支払いします。
お支払いできる保険金は、下記傷害補償の後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします。(各支払保険金の上限は、傷害補償の各保険金支払い限度額に準じます。)
※**特定感染症**とは…詳細はP10をご覧ください。

該当プラン



個人賠償責任補償

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

S W S B

傷害補償

例えば…・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。・通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、**保険の対象となる方が**ケガをした場合に保険金をお支払いします。

※保険の対象となる方が熱中症になった場合も下記保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から1,000日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について1,000日を限度とします。

*2 事故の日から1,000日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院*1した場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から1,000日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、**死亡・後遺障害・入院・手術・通院**の各保険金をお支払いします。

病気補償

病気に対する補償もご用意しています。

入院・手術医療保険金支払特約

病気で2日以上入院*1したり手術*2や放射線治療*3を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 1回の入院について60日を限度とします。

*2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

携行品損害

例えば…・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。・外出中、カバンをひったくられた。

国内外において、**保険の対象となる方が**所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

補償金額(保険金額)と保険料

今年度より、補償内容が
拡充されました!
※変更点はP5をご覧ください。

【保険期間：1年間、団体割引：20%：職種級別 *1：A(学生等)】

プラン		新型コロナウイルス*2 感染症対応プラン	新型コロナウイルス*2 感染症対応プラン	新型コロナウイルス*2 感染症対応プラン	
		スーパーワイド (SW)	ワイド (W)	スタンダード (S)	ベーシック (B)
特定感染症	後遺障害	143万円	102万円	72万円	
	入院1日につき	3,600円	3,600円	2,600円	
	通院1日につき	2,400円	2,100円	1,800円	
	葬祭費用	300万円 (上限)	300万円 (上限)	300万円 (上限)	
賠償	個人賠償責任補償*3 *4	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
傷害補償	死亡・後遺障害	143万円	102万円	72万円	39万円
	入院1日につき	3,600円	3,600円	2,600円	2,500円
	手術*5	入院中10倍	入院中10倍	入院中10倍	入院中10倍
		入院中以外5倍	入院中以外5倍	入院中以外5倍	入院中以外5倍
	通院1日につき	2,400円	2,100円	1,800円	1,100円
その他費用	熱中症危険	○	○	○	○
	細菌性食中毒 (ノロウイルス等)	○	○	○	○
	天災危険補償 (傷害・育英)	○	○	○	○
	被害事故補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
病気	疾病入院医療*6 *9	3,000円	1,000円		
	疾病手術医療*6 *7 *9	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍		
費用	育英費用	100万円	100万円		
	携行品	10万円 (免責5,000円)			
サービス	メディカルアシスト	○	○	○	○
	デイリーサポート	○	○	○	○
	介護アシスト	○	○	○	○
一年間の保険料(一時払)		15,000円	12,000円	9,000円	6,000円
制度維持費*8		100円	100円	100円	100円

- *1 お子様が続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- *2 2022年3月現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。
- *3 個人賠償責任については家族型でのお引受けとなります(生徒・児童と同居のご親族も含みます)。
- *4 記録情報限度額500万円
- *5 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *6 保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)が満6歳以上である場合に加入できます。
- *7 手術医療保険金のお支払額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
- *8 制度維持費は集金代行手数料および事務経費の一部として別途集金するものです。保険料と一緒に口座からお引落しさせていただきます。
- *9 控除証明書の発送は11月を予定しております。

商品改定

本年度契約(2022年6月始期契約)から、以下改定を行っています。

改定項目	概要
「特定感染症危険補償特約」の補償拡大	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」の改正により新型コロナウイルス感染症(*1)が感染症法上の「指定感染症」から「新型コロナウイルス感染症等感染症」に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症(*1)を引き続き補償対象とする約款改定を行います(*2)。 ※新型コロナウイルス感染症(*1)は、2020年2月1日より補償対象としております。既に本特約にご加入いただいているお客様で2020年2月1日以降に新型コロナウイルス感染症(*1)を発病された場合は、代理店または弊社までご連絡ください。なお、新たに本特約にご加入される場合、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。 (※1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。 (※2) 本改定は、改正感染症法の施行日である2021年2月13日より適用いたします。
こども傷害補償における保険の対象となる方ご本人の範囲拡大	保険の対象となる方ご本人の要件を以下のとおり拡大します。 ・引受可能な学校の範囲に「外国大学日本校」を追加します。 ・専修学校および各種学校については「留学生」を被保険者に含めることを可能とします(*)。 (*) 23歳以上かつ教育基本法に定める義務教育を修了していない場合についても、被保険者に含めることを可能とします。このご案内は、2021年10月1日始期以降の団体

今年度の補償内容変更点については以下の通り。

プラン	スーパーワイド(SW) ※新型コロナウイルス感染症危険補償プラン	ワイド(W) ※新型コロナウイルス感染症危険補償プラン	スタンダード(S) ※新型コロナウイルス感染症危険補償プラン	ベーシック(B)
特定感染症危険補償				
後遺障害	64万円	41万円	22万円	
入院1日につき	3,500円	3,500円	2,600円	
通院1日につき	2,400円	2,100円	1,800円	
葬祭費用	300万円(上限)	300万円(上限)	300万円(上限)	
賠償	個人賠償責任補償 ^{※3} 国内:無制限 国外:1億円	個人賠償責任補償 ^{※3} 国内:無制限 国外:1億円	個人賠償責任補償 ^{※3} 国内:無制限 国外:1億円	個人賠償責任補償 ^{※3} 国内:無制限 国外:1億円
死亡・後遺障害	64万円	41万円	22万円	4万円
傷害補償				
入院1日につき	3,500円	3,500円	2,600円	2,500円
手術 ^{※5}	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍
通院1日につき	2,400円	2,100円	1,800円	1,100円

保険の対象となる方(被保険者)について

【保険の対象となる方(被保険者)の範囲】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、右記のとおりです。

	こども傷害補償・携行品(傷害・病気・育児)	個人賠償責任
	個人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)*も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

！ 育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

① 婚姻意思*3を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

加入対象者

仙台市PTA協議会加盟の小学校・中学校に在籍されている児童・生徒の方です。

- ① 同封の「加入依頼書」に必要事項すべてを記入例に従い、ご記入、ご捺印下さい。
- ② 訂正される場合は、その箇所を＝線で消して訂正印をお願いします。
- ③ すべてをご記入されましたら「加入依頼書」を同封の返信用封筒に入れ、切手を貼り付けて頂き
5月20日(金)までに投函して下さい。 ※送付物は書類のみとしていますので、現金等を同封しないようお願いします

掛金のお支払いは **8月29日(月)** に **口座引落** となります。

次の金融機関の口座からのお引落しが可能です。
(全国の銀行・信用金庫・信用組合・労働組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行 または郵便局)
※口座からのお引落しは、集金代行会社 明治安田 システム・テクノロジー(株)により行わせていただきます。
※尚、ご通帳には「MBS.モリノミヤコホケン」と記帳されます。

もしお引落しができなかったら...

万一、8月29日(月)に掛金がお引落しできなかった場合は、
9月27日(火)にお引落しをさせていただきます。
尚、2回ともにお引落しできなかった場合は、補償開始日
(6月1日)にさかのぼって契約が無効となりますのでご注意ください。

※各学校では、申し込みの受付を致しません。 **上記の加入方法** の要領にてお申込み下さい。

※ご加入された方には、**加入者票を6月中旬から7月にかけてご送付致します。**

※この保険は、仙台市PTA協議会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として仙台市PTA協議会が有します。

※**転校・退学等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出下さい。**

保険期間中に「住所変更された方」は、代理店または東京海上日動にご連絡願います。
変更依頼書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、ご返送願います。
保険期間中に仙台市外の小・中学校に転校された場合には、本制度の契約者には該当しないため、
転校日をもって解約となりますので、ご連絡願います。(本制度対象の小・中学校はP7～8をご参照下さい)

中途加入

中途加入も可能です。

詳細は取扱代理店または保険会社引受保険会社にご連絡下さい。

【中途加入時の保険料】

始期日	加入依頼書送付締切日 消印有効 ※毎月15日	保険期間	口座振替日	各プラン保険料(一時払)			
				スーパーワイド (SW)	ワイド (W)	スタンダード (S)	ベーシック (B)
7月1日	6月15日	11ヶ月	9月27日	13,730円	10,980円	8,230円	5,510円
8月1日	7月15日	10ヶ月	10月27日	12,490円	10,000円	7,500円	5,000円
9月1日	8月15日	9ヶ月	11月28日	11,290円	9,020円	6,750円	4,520円
10月1日	9月15日	8ヶ月	12月27日	10,010円	7,990円	5,990円	4,020円
11月1日	10月15日	7ヶ月	1月27日	8,770円	7,020円	5,260円	3,500円
12月1日	11月15日	6ヶ月	2月27日	7,480円	5,980円	4,480円	3,010円
1月1日	12月15日	5ヶ月	3月27日	6,260円	4,990円	3,740円	2,510円
2月1日	1月15日	4ヶ月	4月27日	4,990円	4,000円	2,990円	1,990円
3月1日	2月15日	3ヶ月	5月29日	3,720円	2,990円	2,240円	1,510円
4月1日	3月15日	2ヶ月	6月27日	2,470円	1,980円	1,490円	1,010円
5月1日	4月15日	1ヶ月	7月27日	1,260円	1,000円	750円	510円

※加入依頼書の送付締切日は、毎月15日(消印有効)です。15日が土日祝日の場合はその前の金曜日消印有効となります。

※上記に加え、制度維持費として、保険料と一緒に100円を口座からお引落しさせていただきます。

※各プランの補償金額(保険金額)については、P4をご参照下さい。

小学校 学校コード一覧

保険の対象となる児童・生徒が属する学校コードを「加入依頼書」に記入願います。

区	学校名(PTA)	学校コード
青葉区	東二番丁小学校	1
	木町通小学校	2
	立町小学校	3
	東六番丁小学校	4
	片平丁小学校	5
	上杉山通小学校	6
	通町小学校	7
	八幡小学校	8
	北六番丁小学校	9
	小松島小学校	10
	国見小学校	11
	荒巻小学校	12
	台原小学校	13
	旭丘小学校	14
	中山小学校	15
	北仙台小学校	16
	折立小学校	17
	桜丘小学校	18
	川平小学校	19
	広瀬小学校	20
	上愛子小学校	21
	大沢小学校(含む新川分校)	23
	川前小学校	24
	吉成小学校	26
	南吉成小学校	27
	栗生小学校	28
	愛子小学校	29
	錦ヶ丘小学校	30
	宮城教育大学付属小学校	31
宮城野区	榴岡小学校	32
	原町小学校	33
	岩切小学校	34
	高砂小学校	35
	岡田小学校	36
	東仙台小学校	37
	宮城野小学校	38
	新田小学校	39
	福室小学校	40
	鶴谷小学校	41
	幸町小学校	42
	鶴谷東小学校	43
	燕沢小学校	44
	中野栄小学校	45

区	学校名(PTA)	学校コード
宮城野区	栢江小学校	46
	鶴巻小学校	47
	東宮城野小学校	48
	田子小学校	49
	幸町南小学校	50
	西山小学校	51
若林区	南材木町小学校	52
	荒町小学校	53
	連坊小路小学校	54
	南小泉小学校	55
	六郷小学校	56
	七郷小学校	57
	若林小学校	58
	遠見塚小学校	59
	大和小学校	60
	沖野小学校	61
	古城小学校	62
	蒲町小学校	63
	沖野東小学校	64
	荒井小学校	122
太白区	長町小学校	65
	向山小学校	66
	西多賀小学校	67
	中田小学校	68
	東長町小学校	69
	生出小学校	70
	鹿野小学校	71
	四郎丸小学校	72
	八本松小学校	73
	上野山小学校	74
	八木山小学校	75
	金剛沢小学校	76
	大野田小学校	77
	袋原小学校	78
	八木山南小学校	79
	太白小学校	80
	芦口小学校	81
	東四郎丸小学校	82
	人来田小学校	83
	西中田小学校	84
	郡山小学校	85
	茂庭台小学校	86
	秋保小学校	87

区	学校名(PTA)	学校コード
太白区	馬場小学校	88
	湯元小学校	89
	長町南小学校	90
	柳生小学校	91
	富沢小学校	92
泉区	七北田小学校	93
	野村小学校	94
	根白石小学校	95
	実沢小学校	96
	福岡小学校	97
	黒松小学校	98
	南光台小学校	99
	将監小学校	100
	向陽台小学校	101
	将監西小学校	102
	南光台東小学校	103
	高森小学校	104
	松森小学校	105
	将監中央小学校	106
	泉ヶ丘小学校	107
	加茂小学校	108
	長命ヶ丘小学校	109
	八乙女小学校	110
	鶴ヶ丘小学校	111
	寺岡小学校	112
	南中山小学校	113
	虹の丘小学校	114
	住吉台小学校	115
	館小学校	116
	高森東小学校	117
	北中山小学校	118
	桂小学校	119
	市名坂小学校	120
	泉松陵小学校	121

	記載のない小学校	150
--	----------	-----

中学校 学校コード一覧

保険の対象となる児童・生徒が属する学校コードを「加入依頼書」に記入願います。

区	学校名(PTA)	学校コード
青葉区	第一中学校	201
	第二中学校	202
	三条中学校	203
	上杉山中学校	204
	五城中学校	205
	五橋中学校	206
	台原中学校	207
	北仙台中学校	208
	中山中学校	209
	桜丘中学校	210
	折立中学校	211
	広瀬中学校	212
	大沢中学校	213
	吉成中学校	214
	南吉成中学校	215
	広陵中学校	216
	錦ヶ丘中学校	217
	宮城教育大学付属中学校	218
	仙台青陵中等教育学校	219
宮城野区	宮城野中学校	220
	東仙台中学校	221
	東華中学校	222
	高砂中学校	223
	岩切中学校	224
	鶴谷中学校	225
	中野中学校	226
	幸町中学校	227
	西山中学校	228
	田子中学校	229
若林区	八軒中学校	230
	南小泉中学校	231
	六郷中学校	232
	七郷中学校	233
	蒲町中学校	234
	沖野中学校	235
	仙台二華中学校	236
太白区	愛宕中学校	237
	長町中学校	238
	中田中学校	239
	西多賀中学校	240
	生出中学校	241
	郡山中学校	242
	八木山中学校	243

区	学校名(PTA)	学校コード
太白区	山田中学校	244
	袋原中学校	245
	人来田中学校	246
	秋保中学校	247
	富沢中学校	248
	茂庭台中学校	249
	柳生中学校	250
泉区	七北田中学校	251
	根白石中学校	252
	八乙女中学校	253
	将監中学校	254
	南光台中学校	255
	向陽台中学校	256
	加茂中学校	257
	将監東中学校	258
	鶴が丘中学校	259
	寺岡中学校	260
	南光台東中学校	261
	長命ヶ丘中学校	262
	南中山中学校	263
	高森中学校	264
	住吉台中学校	265
	松陵中学校	266
	館中学校	267

	記載のない中学校	300
--	----------	-----

卒業年 一覧

※卒業年は下の表をご参照いただき、
誤りのないようご記入をお願いいたします。

小学校		
生年月日	学年	卒業年
平成27.4.2～平成28.4.1	1	令和 10
平成26.4.2～平成27.4.1	2	令和 9
平成25.4.2～平成26.4.1	3	令和 8
平成24.4.2～平成25.4.1	4	令和 7
平成23.4.2～平成24.4.1	5	令和 6
平成22.4.2～平成23.4.1	6	令和 5

中学校		
生年月日	学年	卒業年
平成21.4.2～平成22.4.1	1	令和 7
平成20.4.2～平成21.4.1	2	令和 6
平成19.4.2～平成20.4.1	3	令和 5

■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年以内、1年超

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」をセットされていますので、保険の対象となる方が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯り運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について1,000日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて1,000日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りです。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
9	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、保険証券記載の「通院補償保険金日額」に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします(ただし事故の発生の日からその日を含めて1000日以内の通院で、かつ支払限度日数を限度にお支払いします。) 実際に通院しない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等により、約款所定の部位を固定するために医師の指示により約款記載のギブス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。(※みなし通院。) ☆入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても同日に通院した場合は、通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※みなし通院の対象となる部位は、次のいずれかの部位に限りです。 ①長管骨(*1)または脊柱 ②長管骨(*1)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*2) ③肋骨または胸骨(体幹部を固定した場合に限りです。) ④顎骨または顎関節(三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りです。) *1 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 *2 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。 〈ギブス等とは〉 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*)および三内式シーネをいいます。 (*)下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
被害事故補償特約	保険期間中に犯罪事故やひき逃げが発生し、その直接の結果として保険の対象となる方が死亡すること、または所定の後遺障害が生じ、保険の対象となる方またはその父母、配偶者もしくは子が損害を被った場合 ▶ 所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引いた額を1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度としてお支払いします。 ① 自賠責保険等からの給付 ② 対人賠償保険等からの給付 ③ 賠償義務者から既に取得した賠償金額 ④ 労災補償制度によって既に給付が決定した金額 ⑤ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律によって既に給付が決定した金額 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為・自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で医学的所見のないもの ・被害事故を発生させた方が次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の3親等以内の親族、被保険者の同居の親族 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約(B)	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ■発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険契約者または被保険者の親族が負担された葬祭費用（実費）を300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いいたします。 ※特定感染症とは 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限りします。 *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院・手術医療保険金支払特約	入院医療保険金 保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶ 入院医療保険金日額に入院*1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 手術医療保険金 保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合 ▶ 以下の金額をお支払いします。 ・入院*3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 ・入院*3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ● 本商品では、「個人賠償責任補償特約の一部を変更に関する特約」が付帯されている為、学校から配布されているタブレットも補償対象となる場合がございます。以下をご確認の上、詳細は最終ページ記載の代理店又は保険会社までご連絡ください。 ● 本商品では、児童生徒や保護監督者が法律上の賠償責任が発生する場合に限って補償可能となります。学校管理下では児童生徒や保護監督者が責任を負わない場合がございますので、ご了承下さい。 ● 本商品では、損害品の時価額を限度に賠償保険金をお支払するため、再調達する際の価格とは差額が生じる場合がございます。実際に発生する損害額とは異なりますのでご注意ください。 ● 故障・紛失の場合は免責となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電氣的または機械的事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約+携行品特約の一部変更に関する特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

13～17 ページ記載の「重要事項説明書」をお読みいただいた後、ご確認願います。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額） |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料・保険料払込方法 |
| ☐ 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別 Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 Bに該当しない方 ○職種級別 Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上、6 職種）	○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約
●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●被害事故補償特約 ●特定感染症危険補償特約(B)

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容は、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項



1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等 弁護士費用等
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4	☆*5	☆	—	—	—	—
健康状態告知*6	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

- *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。

- a. 婚姻意思*9を有すること
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等には、お引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。

- 責任開始日*10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
- *10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。。



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。



2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。

＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動と委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者※1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - ※1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

通話料
有料

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	70%		
損害保険ジャパン株式会社	20%		
AIG損害保険株式会社	10%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番 （事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間：24時間365日

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セツト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セツト

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セツト

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 10:00~18:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00



0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)(のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。



お問い合わせ先(制度の内容確認・変更の手続き・契約に関するご相談 他)

- 取扱代理店 **ファイナンシャルアライアンス株式会社 仙台支店**
〒980-0804 仙台市青葉区大町1-2-16 大町カープビル4階
TEL **022-796-0781** : FAX **022-796-0791**
(受付時間: 平日の午前10時から午後5時まで)
- 引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社 担当支社: 仙台中央支社**
〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16 仙台東京海上日動ビルディング9階
TEL **022-225-6540** (代表)
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 非幹事保険会社 **損害保険ジャパン株式会社
AIG損害保険株式会社**

以下の場合には取扱代理店までご連絡をお願いします。

- 引越した場合 ○転校した場合 ○卒業した場合 ○扶養者が変わった場合
- 被保険者(お子さま)・保護者・扶養者がなくなられた場合

事故の受付・事故のご相談・保険金のご請求 他

事故受付専用

0120-720-110

<事故対応窓口>

東京海上日動 安心110番
(24時間・365日対応)

インターネット事故受付サービス

東京海上日動 もし事故がおこったら

検索



保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

- 東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時
月~金曜日(祝日・年末年始を除く)



0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点や詳しい内容については、取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、東京海上日動火災保険株式会社までご照会ください。